

草野川漁業協同組合 内共第 10 号 第五種共同漁業権遊漁規則 変更内容の新旧対照表

旧	新												
(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第 2 条 省略 2 前項の規定による申請は、日券の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。 3～4 省略 (遊漁料の額及び納付方法) 第 7 条 省略 2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所においてしなければならない。同表以外の当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、<u>第 1 項に掲げる額</u>に、網漁具の場合は 2,000 円以下、竿釣その他の場合は 1,000 円以下を加算した額とする。 <table><tr><td>名称</td><td>住所</td><td>電話番号</td></tr><tr><td><u>草野川漁業協同組合事務所</u></td><td>滋賀県長浜市野瀬町 1023-10</td><td><u>0749-76-0320</u></td></tr></table> (遊漁承認証に関する事項)	名称	住所	電話番号	<u>草野川漁業協同組合事務所</u>	滋賀県長浜市野瀬町 1023-10	<u>0749-76-0320</u>	(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第 2 条 省略 2 前項の規定による申請は、日券の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書<u>の提出またはオンラインシステムにより、</u>しなければならない。 3～4 省略 (遊漁料の額及び納付方法) 第 7 条 省略 2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所<u>または組合が指定するオンラインシステムにおいて</u>しなければならない。同表以外の当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、<u>前項に規定する額</u>に、網漁具の場合は 2,000 円以下、竿釣その他の場合は 1,000 円以下を加算した額とする。 <table><tr><td>名称</td><td>住所</td><td>電話番号</td></tr><tr><td><u>草野川漁業協同組合事務所</u> <u>その他、組合の掲示場に掲げる場所</u></td><td>滋賀県長浜市野瀬町 1023-10</td><td><u>0749-51-9031</u></td></tr></table> (遊漁承認証に関する事項)	名称	住所	電話番号	<u>草野川漁業協同組合事務所</u> <u>その他、組合の掲示場に掲げる場所</u>	滋賀県長浜市野瀬町 1023-10	<u>0749-51-9031</u>
名称	住所	電話番号											
<u>草野川漁業協同組合事務所</u>	滋賀県長浜市野瀬町 1023-10	<u>0749-76-0320</u>											
名称	住所	電話番号											
<u>草野川漁業協同組合事務所</u> <u>その他、組合の掲示場に掲げる場所</u>	滋賀県長浜市野瀬町 1023-10	<u>0749-51-9031</u>											

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。 (1) 承認を受けた者の氏名、住所 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具・漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁場監視員において行うものとする。 3 省略	第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証<u>(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)</u>を遊漁者に交付するものとする。 (1) 承認を受けた者の氏名、住所 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具・漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、<u>組合が指定するオンラインシステムまたは漁場監視員</u>において行うものとする。 3 省略
--	--